

へいせい ねん がつ にち
平成28年5月31日
ぶんちやうしや かい かいぎしつ
分庁舎4階AB会議室
じふん じよてい
10時00分～12時(予定)

へいせい ねんど だい かいすぎなみくしやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかい しだい
平成28年度 第1回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

- 1 かいかい
開会
- 2 かいちやうあいさつ
会長挨拶
- 3 ほうこくおよ ぎだい
報告及び議題
 - (1) ちいきいこうそくしんぶかい
地域移行促進部会より
 - (2) そうだんしえんぶかい
相談支援部会より
 - (3) かんじかい
幹事会より
 - (4) すぎなみくしやうがいしやさべつかいしやうしえんちいきかいぎ
杉並区障害者差別解消支援地域会議について
 - (5) すぎなみくしやうがいしやちいきそうだんしえん げんじやうほうこくおよ
杉並区障害者地域相談支援センター（すまいる）の現状報告及び
いけんこうかん
意見交換
- 4 た
その他
 - く れんらくじこう
区からの連絡事項
- 5 へいかい
閉会
 - じかいについでい かくにん とう
・次回日程の確認 等

はいふしりやう
【配布資料】

- しりやう だいやんかいすぎなみくちいきじりつしえんきやうぎかい だ いけん かないせいり
○資料1 第4回杉並区地域自立支援協議会で作された意見と課題整理
- しりやう しょうがいしやさべつかいしやうしえんちいきかいぎ あん
○資料2 障害者差別解消支援地域会議（案）について
- しりやう しょうがい りゆう さべつ かん そうだんたいせい
○資料3 障害を理由とする差別に関する相談体制

へいせい ねん がつ にち
平成28年5月31日
ぶんちようしや かい かいぎしつ
分庁舎4階AB会議室
じふん じよてい
10時00分～12時(予定)

- 資料4 しりよう ほんかい かくぶかい
本会と各部会のスケジュール

- 資料5 しりよう そうだんしえんたいせい さいこうちく
相談支援体制の再構築について

- 資料6 しりよう すまいる そうだんけんすう
すまいる相談件数

- 資料7 しりよう すぎなみく しょうがいしやぎやくたいぼうし かん とりくみじょうきょう とうじつはいふ
杉並区の障害者虐待防止に関する取組状況について(当日配布)

- 資料8 しりよう サービス とうりようけいかくさくせい しんちよくじょうきょうとう とうじつはいふ
サービス等利用計画作成の進捗状況等について(当日配布)

- 資料9 しりよう しょうがいしやしゅうろう かん ほうこく
障害者就労に関する報告

- 資料10 しりよう だい き いいんめいぼ
第5期 委員名簿

- 資料11 しりよう へいせい ねん どだい かいじりつしえんきょうぎかいぎじろく
平成27年度第4回自立支援協議会議事録

テーマ	協議会で出された報告・意見・課題	今後の方向性(幹事会話し合い結果)
地域移行促進部会	<p>・「地域で暮らす上での医療面での課題」をテーマに事例検討や課題を出し合っており、第3回は課題の整理と取組の方法について話し合い今後の検討の方向性を5点ほどに整理した。次年度はこの5点に集約して議論を進めていく予定である。</p> <p>⇒健康ノートについて、地域生活を支えるツールとして、地域定着とセットでの利用を検討していてもいいのではないかな。</p> <p>⇒健康ノートを有益なものにするには、記入等の部分でも支援者のサポートが必要。誰がコーディネーターになるのか探ってもらえると良い。</p> <p>⇒医療側にアクセスしにくい理由はどこにあるのか？健康ノートについては、自分の症状を伝えられない人には医療機関に情報が伝わりやすく良いと思う。障害を持っている方が受診しにくい環境が医療側にもあるのか等課題があれば発信してほしい。</p> <p>⇒GH入居者の中には、幼少期のエピソードがわからない人も多い。その面でもノートは有効で、これまでの経過やストーリーがわかるものになると良い。</p> <p>⇒健康ノートのは個人情報が含まれるので、その取り扱いも含めての検討が必要である。</p> <p>⇒杉並区では地域定着支援が制限的な使われ方がされているため、一般的に広く利用できる仕組み作りが必要である。精神科医療も除外することなく地域で受けられる医療であるということ考えていってほしいし提言して欲しい。</p>	<p>・杉並区の地域移行の現状を改めて押さえた上で議論を進めていってほしい。</p> <p>・部会でしっかり現状を把握し議論を進めてもらえると、本会にも課題が発信しやすいのではないかな。</p>
相談支援部会	<p>・それぞれのグループでの取組みを報告</p> <p>・来年度に向けて、運営に関しては現状でも37名の大所帯となっている。更に来年度人数が増える予定。各グループの活動が本会にどのように伝わり課題共有されているのか・メンバーとしては話し合った結果や成果が欲しい。本会委員からも運営方法に関する意見等いただき参考にしていきたい。</p> <p>⇒部会での議論の方がより専門的になる。部会にこそ当事者をメンバーとして入れた方が良いのでは・・・部会での議論が当事者の生活とつながらない感じがする。今日の報告を聞いても研究者の発表のようで、当事者の生活と部会で話し合われている内容がどのように結びついているのか見えにくい。</p> <p>⇒相談支援部会で検討していることがどのように支援に生かされているのか、実感が持てない現状がある。自分達に実感が無いということは、利用者の生活に反映されていないことに繋がる。利用者の生活に直結しているとの視点は忘れずに持っていきたい。</p> <p>⇒医療について、病院でレントゲンを撮る際に3～4人の人が必要になるが、家でリフトを使ってヘルパー1人で移乗している。なぜ病院ではリフトが使えないのか。訪問看護や主治医に連絡を入れることでさえスムーズにいかないと感じることが多い。</p> <p>⇒GH事業所に問題があり困っている方がいる。親が高齢になり自宅で介護できないのでGHに入ったのに、インフルエンザで家に戻され一家全員が罹患した。また、在宅では介護者が入院となると障害のある本人を家に置いておくこともできず大変である。障害のある人や家族が安心して生活出来る様にしてほしいと願っている。</p> <p>⇒アンケートについては、任意の団体が何を調査しようと構わないと思う。相談支援事業所が何の役に立っているのかを明らかにした方が良い。また、問題や課題があれば改善点を支援員が提案し不利益が無いようにサポートする等相談支援専門員としてきちんと利用者説明しているのかも課題である。相談支援専門員が支給抑制の尖兵として使われているような現状がある。支援者の持つ課題をここで検討しても良いと思う。</p>	<p>・相談支援部会で何をやるのか、コンセンサスを得る事が必要。それをもとに各グループで何を主眼に議論していくのかを押さえたほうが良い。利用者あつての部会なのでそこをどうグループの議論につなげるか・本会ででた意見を部会のメンバーに伝え共有してもらいたい。</p> <p>・今後、杉並のGHがどうあるべきか・権利擁護の視点からのGHのあり方などを本会で議論していてもいいかな。また、本会でこそ議論した方がいい事例などをあげてもつらってもいいのではないかな。</p>
権利擁護に関する取組み状況	<p>・職員対応要領と職員マニュアルの2本立てとなった。障害者差別解消支援地域会議を自立支援協議会の下に設置することになった。メンバーとしては、自立支援協議会・推進連絡協議会・事業所(公共交通機関や商店・スーパーなど)を考えている。開催頻度は4半期に1回程度を考えている。</p> <p>⇒4月1日から障害者差別解消法が施行されるが区民への周知が不十分であると感じる。これから区民へどのように周知していくのか⇒世別解消法の中の合理的配慮が義務なのか、努力義務なのかわかりにくい。</p>	<p>・次回の本会の際に法施行されてからの様子で報告できることがあれば報告してもらおう。</p> <p>・障害者差別解消支援地域会議については、次回の本会の際に具体的な(案)を提示してもらおう。</p>
シンポジウムについて	<p>・96名の来場。基調講演は実施せずパネルディスカッションのみであったが、例年参加してくれる方からはこれまで一番良いとの意見があった。幹事会での反省では、アンケートやレジュメの部分で改善点があるという話や本会委員の方にも役割を持って参加してもらえるような仕組みを検討してはどうかといった意見が出ている。</p> <p>⇒今回の時間設定だと生徒の保護者は送迎時間と重なり参加が難しい。時間帯を検討できればと思う。</p> <p>⇒今回で5回目のシンポジウムだったが、当事者の声えを聞きたいという人はいる。また、地域の方にも当事者がどのような生活を送っているかを知ってもらうことも大切。</p>	<p>・5月の本会の際に、実行委員を設ける旨報告する。</p> <p>・シンポジウムを基調講演の年・パネルディスカッションの年という形で実施してもいいのではないかな。パネルディスカッションのテーマを簡単にして登壇者が話しやすい内容に変更してもいいのではないかな・・・等の意見が出されたが、シンポジウムの内容や運営の方法等については実行委員で検討してもらうことに。</p>

すぎなみくしやうがいしやさべつかいしやうしえんちいきかいぎ
杉並区障害者差別解消支援地域会議について（案）

障害者差別解消法第17条第1項の障害者差別解消支援地域会議と同様の役割を担う組織として位置づける。

（役割）

- ① 事案の情報共有及び会議体を構成する機関等への提言
障害者差別に対する共通認識を形成するための協議、構成機関等による周知・啓発活動の取組みについての協議
 - ② 事案の解決を後押しするための協議
適切な相談窓口を有する機関の照会
単一機関による対応では紛争の防止や解決に至らなくなった事案についての協議
- * 個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定していない。

（構成メンバー）

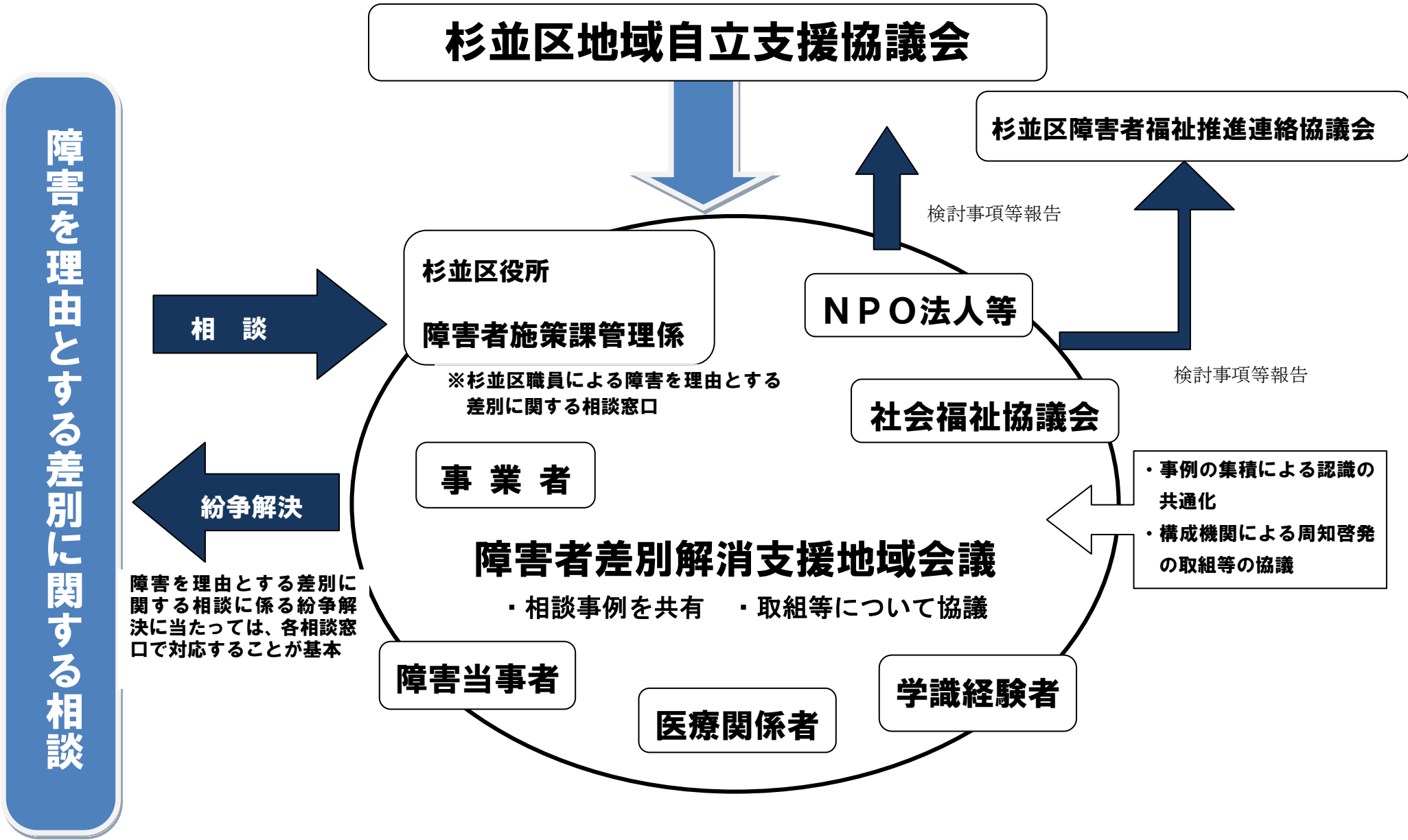
すぎなみくしよくいんたいおうよりやう だい じやう では次に掲げる者により構成するとしている。

- ① 地域自立支援協議会（以下Aとする）及び障害者福祉推進連絡協議会（以下Bとする）を構成する者のうち、保健福祉部長が必要と認める者
- ② 前号に掲げるもののほか、保健福祉部長が特に必要と認めるもの

くに そうてい 構成機関等			く かんが 区で考えているメンバー(15~6名を想定)
ぎやうせい 行政	くに きかん 国の機関	ほうむきよく こうきやうしよくぎやうあんでいしよ とう 法務局、公共職業安定所 等	ハローワーク(B)に依頼 ①
	ちほうこうきやうだんたい 地方公共団体	しやうがいしやさくしゆかんぶきよく ふくしじむしよ ほけん きやういくいいんかい とう 障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、教育委員会 等	A Bの幹事から区職員3名をこの会議体

かんけいきかん 関係機関			かんじ いいん かず ふく の幹事とする(委員の数には含まない)
	とうじしゃ 当事者	しょうがいしゃだんたい かぞくかい とう 障害者団体、家族会 等	A・Bの委員より6名を選出(当事者と家 族の割合について意見を) ⑥
	きょういく 教育	P T A とう PTA 等	A・Bの委員の学校関係者から1名選出 ①
	ふくしとう 福祉等	しゃかいふくしきょうぎかい そうだんしえんじぎょうしょ みんせいいいん じどういいん とう 社会福祉協議会、相談支援事業所、民生委員、児童委員 等	A・Bの委員より1名ずつ選出 ③
	いりょう ほけん 医療・保健	いし しか いし ほけんし かんごし とう 医師、歯科医師、保健師、看護師 等	A・Bの委員より医師に依頼 ①
	じぎょうしゃ 事業者	しょうこうかいぎしょ こうきょうこうつうきかん しょうてんかい とう 商工会議所、公共交通機関、商店会 等	Bの委員の商店会連合の委員の方に依頼 (民間事業所等の委員について意見を) ②
	ほうそう 法曹	べんごし じんけんようごいいん とう 弁護士、人権擁護委員 等	べんごし いらい 弁護士に依頼 ①
その他	がくしきけいけんしゃ とう 学識経験者 等	①	

障害を理由とする差別に関する相談体制



障害者差別解消法の解説⑤（第17条～第20条）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

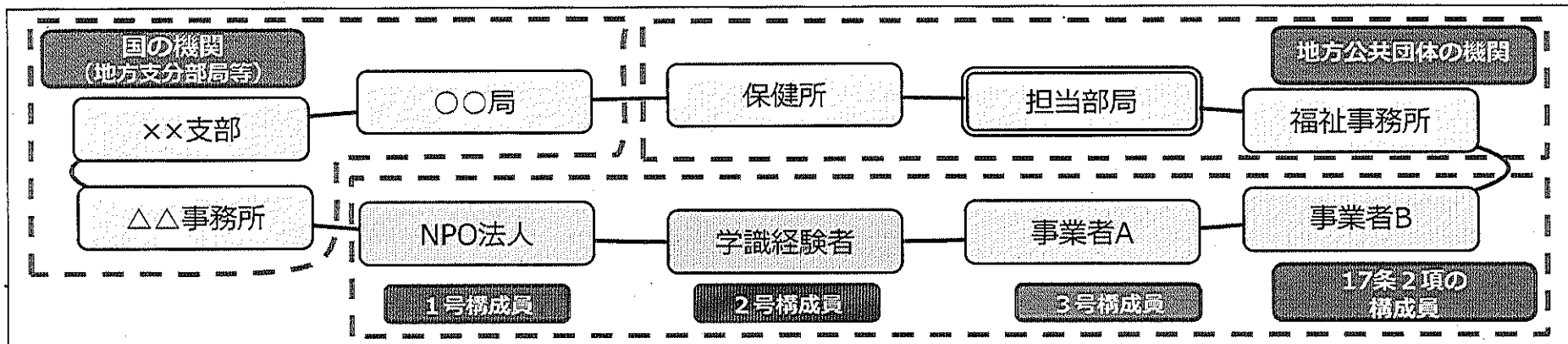
障害者が行政機関に対して差別に関する相談等を行うに当たり、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではなく、また、相談等を受ける機関としても、当該機関だけでは対応できない可能性。

このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築。

これにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られることを期待。

※ 法律上、協議会の設置は各地方公共団体の判断となっており、必置とはされていない。

組織・運営のイメージ



協議会においては、① 必要な情報の交換、② 障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行う。各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施。

協議会の構成は、地域の実情等を踏まえ、各協議会において判断。また、協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理。

※ 協議会は必ずしも条例設置である必要はない。

へいせい ねんど ほんかい かくぶかい すけじゅーる
平成28年度 本会と各部会のスケジュール

へいせい ねん がつ にち
平成28年5月31日
じりつしえんきょうぎかい しりょう
自立支援協議会 資料 4

	28/5～6月	28/7月	28/8月	28/9月	28/10月	28/11月	28/12月	29/1月	29/2月	29/3月
すぎなみくちいきじりつしえ 杉並区地域自立支 んきょうぎかい 援協議会	ごぜん 5/31午前 だいいかいさい 第1回開催			だいかい 第2回 →		シンポジ ウム予定		だいかい 第3回 →		だいかい 第4回 よてい 予定
そうだんしえんぶかい 相談支援部会	がつ にちかんじ 4月20日幹事 かい だいかい がつ 会 第1回5月 にちごぜん 23日午前	ぐるーぶ グループ かつどうかいし 活動開始	→						だいかいか 第2回開 いさよてい 催予定	
ちいきいこうそくしんぶかい 地域移行促進部会	がくだい かい 6月第1回開 いさよてい 催予定				だいかいよて 第2回予 定				だいかい 第3回 →	
すぎなみくしょうがいしゃふくし 杉並区障害者福祉 すいしんれんらくきょうぎかい 推進連絡協議会	6/3 だいかいさい 第1回開催					だいかいよ 第2回予 てい 定				だいかいよてい 第3回予定
しょうがいしゃさべつかいしよえ 障害者差別解消支 んちいきかいぎ 援地域会議	第1回予定 →					だいかいよ 第2回予 てい 定			だいかいよ 第3回予 てい 定	

障害者相談支援体制の再構築について

1 現状の相談体制と課題等

障害者が住み慣れた地域で必要な時に相談ができるよう、相談支援事業所を7か所（直営1か所、委託6か所）整備し相談体制の充実を図ってきた。その結果、23年度は2万7千件余りの障害にかかわる様々な相談に対応してきており、区民ニーズの高さがうかがわれる。そうした中で、24年4月から障害者自立支援法（以下「法」という。）及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービスの支給決定プロセス等が見直され、民間の相談支援事業所の役割が拡大した。一方、地域移行支援や複数の困難要因を抱える家庭の支援等、専門性の高い相談支援の必要性が高まり、区の責任で実施することが求められている。そのため、福祉事務所が行っている障害福祉サービスに係る相談も含め、現在の相談体制を再構築し、相談機能の充実を図る。

2 再構築の基本的考え方

以下の3点を基本的な方針として再構築を図り、(1)～(3)の相談支援体制とする

- 民間事業者と区の役割の明確化
- 支援の隙間を生まない体制の整備
- 利用者の利便性を考慮した質の高い相談支援の実施

(1) 民間事業者の役割（法制度に基づく取組）

特定相談支援事業所として、サービス等利用計画の作成（個別給付）と、それに伴う相談等に対応し、一般相談支援事業所として、地域移行・地域定着支援に取り組み促進する。

(2) (仮称) 障害者地域相談支援センターの設置（区の委託）

- 手帳の有無や障害種別によらず、障害者や家族等の生活全般の相談に対応できる専門的知識・技能を持つ相談員を配置する(仮称) 障害者地域相談支援センターを設置し、地域の相談支援の拠点とする。運営は民間相談支援事業者に委託する。
- 設置場所は地域性や利用者の利便性を考慮し、福祉事務所の担当地域を踏まえた3か所とし、施設は、既存の区施設（オブリガード、障害者福祉会館、福祉事務所高円寺事務所）を活用する。

(3) 法第77条の2に規定する基幹相談支援センター機能の付加（法制度に基づく取組）

「基幹相談支援センター」の機能を障害者施策課が担い、特定相談支援事業所におけるケアマネジメントの質の確保や、相談支援の連携推進のために、研修や全体調整等積極的なバックアップを行う。また、地域自立支援協議会を活用するなどし、相談支援のネットワークの強化を図るとともにサービス給付の妥当性や客観的評価、障害者の権利擁護の取組等を促進する。なお、この係は障害者虐待防止センター機能もあわせ持つこととする。

3 福祉事務所の障害福祉業務の見直し

特定相談支援事業所及び(仮称)障害者地域相談支援センターにおいて、今後実施する業務内容等を踏まえ、福祉事務所障害担当業務は27年度を目途に、手帳や補装具等に係る事務や資格証明等の事務などに特化する。

(補 足)

【指定特定・一般相談支援事業所の機能】

(1) 特定相談支援事業 (区が指定)

「計画相談支援」として、障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、障害者の自己選択自己決定を支援し、かつより適切な地域生活を送れるように相談を受ける。相談関係は障害者との契約により発生し、相談費用は個人の負担によらない個別給付で賄われる。

(2) 一般相談支援事業 (都が指定)

「地域相談支援」として、精神科病院や入所施設から地域での在宅生活に移行するまでの関係機関や、環境面での専門的な調整を行う。また、単身生活や在宅生活が不安定なものには定着支援も行う。同じく、相談は障害者との契約により発生し、相談費用は個人の負担によらない個別給付で賄われる。

【(仮) 障害者地域相談支援センターの機能】

① 担当地域内の一般的な障害に係る相談拠点

- ・担当地域内の関係機関等との連携体制、ネットワークの構築
- ・障害者虐待防止見守り対応 (緊急対応を除く)
- ・手帳の有無や障害種別に関わらない(児童も含めた)一般的な相談支援

② 地域生活を支援する専門性の高い相談支援

- ・地域移行のプレ相談支援 (障害種別ごと)
- ・サービスを利用しておらず、引きこもり・家族ぐるみの支援が必要など複合的な問題を抱える世帯に対する相談支援 (アウトリーチ対応も含む)
- ・ピア相談員の育成、当事者活動の場の提供

【基幹相談支援センターの機能を有する係の機能】 障害者自立支援法第77条の2に規定

① 特定・一般相談支援事業所のバックアップ・支援

② (仮) 障害者地域相談支援センターに対する専門技術的支援

③ 地域自立支援協議会の運営等による区全体の相談支援体制のネットワーク構築

④ 障害者虐待防止に関するセンター機能

平成27年度杉並区障害者地域相談支援センターすまいる相談件数集計表 平成28年3月末日現在

1、相談件数①

支援内容別相談件数	すまいる菟窪		すまいる高円寺		すまいる高井戸		ごうけい合計	
	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲
福祉サービス利用	2993	0	1418	0	2469	130	6880	130
障害理解	544	6	128	0	277	50	949	56
健康・医療	2178	0	485	0	1041	102	3704	102
情緒安定	997	42	2303	0	644	33	3944	75
保育・教育	6	0	3	0	18	10	27	10
家族・人間関係	905	22	131	0	1024	104	2060	126
家計・経済	724	1	156	0	190	12	1070	13
生活技術	907	7	262	0	1074	79	2243	86
就労	1134	0	210	0	373	12	1717	12
社会参加・余暇	1135	2	2075	0	2031	160	5241	162
権利擁護	68	0	113	0	17	0	198	0
その他	513	0	972	0	6	0	1491	0
計	12104	80	8256	0	9164	692	29524	772
②障害種別件数と実人数	しょうがいしゃ 障害者	しょうがいじ 障害児	しょうがいしゃ 障害者	しょうがいじ 障害児	しょうがいしゃ 障害者	しょうがいじ 障害児	しょうがいしゃ 障害者	しょうがいじ 障害児
身体	786	0	498	2	537	0	1821	2
重症心身	2	0	1	0	0	0	3	0
知的	1404	0	1916	0	4461	4	7781	4
精神	9793	0	5502	0	5278	27	20573	27
発達	847	0	527	0	112	10	1486	10
難病	123	0	62	0	2	0	187	0
高次脳	259	0	68	0	15	0	342	0
その他	272	0	519	0	22	0	813	0
計	13486	0	9093	2	10427	41	33006	43
うちようぶようがけんすう (内重複障害件数)	(1398)	(0)	(839)	(0)	(1304)	(12)	(3541)	(12)
実人数	しょうがいしゃ 身体	しょうがいじ 重症心身	しょうがいしゃ 知的	しょうがいじ 精神	しょうがいしゃ 発達	しょうがいじ 難病	しょうがいしゃ 高次脳	しょうがいじ その他
身体	130	1	135	1	131	0	396	2
重症心身	2	0	1	0	0	0	3	0
知的	183	2	359	0	574	2	1116	4
精神	1615	3	836	0	618	6	3069	9
発達	145	0	98	0	53	1	296	1
難病	18	0	13	0	4	0	35	0
高次脳	49	0	12	0	9	0	70	0
その他	122	1	79	0	16	0	217	1
計	2264	7	1533	1	1405	9	5202	17
うちようぶようがじろこんすう (内重複障害実人数)	(0)	(0)	(140)	(0)	(128)	(0)	(268)	(0)
③支援方法別相談件数	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲
訪問	319	0	73	0	122	1	514	1
来所	2563	0	2703	0	1320	49	6586	49
同行	285	0	93	0	62	2	440	2
電話	6085	0	3558	0	6405	620	16048	620
メール	17	0	40	0	113	0	170	0
個別支援会議	82	0	29	0	45	0	156	0
関係機関	2653	0	1693	0	1017	15	5363	15

その他	100	0	67	0	80	5	247	5
計	12104	0	8256	0	9164	692	29524	692

1、相談件数②

②障害種別新規件数	すまいる萩達		すまいる高円寺		すまいる高井戸		ごうけい合計	
	しょうがいしゃ障害者	しょうがいじ障害児	しょうがいしゃ障害者	しょうがいじ障害児	しょうがいしゃ障害者	しょうがいじ障害児	しょうがいしゃ障害者	しょうがいじ障害児
しんたい身体	53	0	42	1	51	0	146	1
じゅうしはしん重症心身	2	0	1	0	0	0	3	0
ちてき知的	56	2	71	0	124	1	251	3
せいしん精神	375	3	175	0	139	2	689	5
はったつ発達	34	0	24	0	12	0	70	0
なんびょう難病	4	0	5	0	3	0	12	0
こうじのう高次脳	18	0	6	0	6	0	30	0
その他	77	1	23	0	12	0	112	1
計	619	6	347	1	347	3	1313	10
うちちようふしょうがいしんきんにんずう(内重複障害新規人数)	(42)	(0)	(23)	(0)	(25)	(0)	(90)	(0)
せんもろうだんししかいすう専門相談実施回数	21		50		58		129	

2、各事業の実施状況

	すまいる萩達	すまいる高円寺	すまいる高井戸	ごうけい合計
ちいきじんざい いくせいじぎょう じつ「地域人材の育成事業」実施回数	2	6	17	25
じりつ しえん じぎょう じつし「自立を支援する事業」実施回数	18	170	109	297
そうだんいん いくせいじゅうじせきぎょう じつ「ピア相談員の育成・充実事業」実施回数	12	16	40	68
とうじしやかつどうえんじぎょう じつ「当事者活動支援事業」実施回数	33	10	29	72
ちいきこう そうだんたいおう「地域移行プレ相談」対応ケース数(人)	56			56
じぎょう きょうりよく事業に協力したボランティア人数(月延べ人数)	91	20	60	171

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし か ん く とりくみじょうきょう
 障害者虐待防止に関する区の取組状況について

1 へいせい 27 ねん ど しょうがいしゃぎゃくたい つうほうとう じょうきょう へいせい 27 ねん 4 がつ 1 にち 3 がつ 31 にち
 平成 27 年度における障害者虐待の通報等の状況 (平成 27 年 4 月 1 日～3 月 31 日)

つうほうとう けんかず 35 けん ※数字は相談・通報・届出の総数							
つうほうしゃうちわけ 通報者内訳 (複数通報あり)	ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりん 近隣	そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	かんけいきかん 関係機関	ちじん 知人	そのた その他
	10	4	0	4	18	0	1
ぎゃくたい しゅべつ 虐待の種別 (複数通報あり)	ようごしゃ 養護者		しょうがいしゃふくしじゅうじしやとう 障害者福祉従事者等		しようしゃ 使用者	そのた その他	
	23		6		1	4	
ぎゃくたい しゅるい 虐待の種類 (重複あり)	しんたいてき 身体的		せいてき 性的	しんりてき 心理的		ほうき・ほうにん 放棄・放任	けいぎてき 経済的
	13		0	18		10	8
しょうがいべつ 障害別 (重複あり)	しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神	こうじのう 高次脳	はったつ 発達	そのた その他 (高齢者)	
	6	19	13	0	1	2	

2 上記通報等への対応状況

ようごしゃによる虐待 23 けん 対応の内訳		
○事実確認調査実施 ・訪問調査実施 ・関係機関の情報収集のみ	23 けん 7 けん 16 けん	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した 7 虐待ではないと判断した 9 虐待の判断に至らず 7
○養護者との分離	ゆう 8 けん 有 8 けん	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム入居 2 障害者支援施設入所 1 短期入所利用 (一時的な分離) 5
○分離以外の対応内容 (重複あり)		<ul style="list-style-type: none"> 養護者に対する助言、指導 2 サービス内容 (計画) の見直し 5 関係機関による見守り等 12 その他 2
ふくしせつじゅうじしやとうによる虐待 6 けん 対応の内訳		
○事実確認調査実施 ・訪問調査 ・関係機関からの情報収集	5 けん 3 けん 2 けん	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を認定 1 虐待の判断に至らず 2 サービス内容 (計画) の見直しや関係機関の見守り等を実施、経過確認中 2
○対象確定できず調査不可	1 けん	
しようしゃによる虐待 1 けん		
○被虐待者が匿名のため対応不可 (聞き取りのみ)		1 けん
そのた		4 けん

○被虐待者が匿名のため対応不可（聞き取り、相談のみ）	1件	○苦情	1件
○高齢者虐待で対応	2件		

3 具体例及び課題等

(1) 27年度の通報等の具体例と対応

- ・ サービス利用がなく、本人の体調不良から病院搬送され、病院からの通報
 - ・ サービス利用はあるが、行動障害が激しく、居宅においての養護者の対応が困難
 - ・ 入院中の病院から、家族による医療ネグレクトや経済的搾取の疑いがあるとの通報
 - ・ 通所施設、入所施設、共同生活援助、居宅介護事業所等の職員による事案の通報
 - ・ 他区で支給決定しているが支援機関が区内にある方の通報
- ⇒通報等の受理後、障害者虐待防止法に基づき、区が組織的に事実確認を実施、対応方針の検討、虐待の有無の認定を行い、必要な支援等については関係機関との連携により対応した。
- また、弁護士や精神科医による障害者虐待ケース検討会を活用し、事例に対する助言を受け、組織的な判断を実施した。
- 東京都の権利擁護担当等とも随時連携して対応した。法に基づき対応した結果、虐待の事実としては確認できなかった場合についても、確認した事項や通報等に至った原因等を分析した上で、本人の最善の利益を最優先とし、関係機関と連携して対応した。

(2) 関係機関の見守り、支援のネットワーク構築

- ・ 計画相談が進んだことで支援のネットワーク構築が進み、虐待の未然防止や見守りが可能になってきている。
- 虐待の未然防止のためには、サービス等利用計画を作成している相談支援専門員がモニタリング等を通して、サービスの利用状況や本人の意向等の確認を行った上で、必要に応じてケア会議を実施し、支援の役割分担をするなど、継続的に状況を確認していくことも重要となる。
- ・ 通報等があった事例で、虐待の認定までには至らないが、サービス利用がなく見守りが必要な場合には「虐待防止見守り事業」(委託)を活用している。

(3) 通報義務の徹底

- ・ 障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかにこれを市町村(または都道府県)に通報しなければならない」という義務を定めている。
 - ・ また、障害者虐待の疑いの段階で通報義務が発生する。
- ⇒早期の通報により、第三者の目が入ることで、支援内容や体制の見直し等を行い、不適切な支援や虐待の状況を改善し、重大な虐待の未然防止を図ることができる。
- ・ 虐待の疑いを把握していたサービス提供事業所から速やかな通報がなく、対応が遅れた事例が複数あった。
- 今後も早期発見、未然防止の重要性や通報義務の徹底を、障害当事者やサービス提供事業所、区民に向けても周知する必要がある。

サービス等利用計画作成の進捗状況等について

1 サービス等利用計画の作成状況等について

(1) 平成28年3月末現在

しょうがいふくしきサービス受給者数	2, 691名
サービス等利用計画作成済件数	2, 379件 (全体の約88.4%) (上記のうちセルフプラン2件・ 代替プラン0件)
障害児通所支援受給者数	1, 046名
児童支援利用計画作成済件数	1, 046件 (全体の100%)

(2) 平成28年5月1日現在の区内特定・障害児相談支援事業所指定状況

指定特定相談支援事業所	36所
指定障害児相談支援事業所	20所

へいせい ねん がつ にち
平成28年5月31日

すぎなみくほけんふくしぶしょうがいしゃせいかつしえんか
杉並区保健福祉部障害者生活支援課

へいせい ねん ど
平成27年度

すぎなみく しょうがいしゃしゅうろう かん ほうこく
杉並区の障害者就労に関する報告

すぎなみく しょうがいしゃ しゅうろうしえん すぎなみくしょうがいしゃこようしえんじぎょうだん ちゅうしん おこ
杉並区の障害者の就労支援は、杉並区障害者雇用支援事業団を中心に行われています。

おも と く ないよう ほうこく
主な取り組み内容を報告します。

1 しゅうろうそうだん けん
就労相談 10,469件

でんわ らいしよ ほうもんとう ほんにん かぞく そうだん きぎょう かんけいきかん
電話、来所、訪問等により、ご本人やご家族からの相談をはじめ、企業や関係機関から
そうだん う にちじょうせいかつめん ふく しょくぎょうせいかつ おく はばひろ そうだん
の相談も受けています。また、日常生活面を含めた、職業生活を送るための幅広い相談
ぎょうむ じっし
業務を実施しました。

2 しょくばたいけんじっしゅう じん
職場体験実習 60人

しょうがいしゃ しゅうろう すず うえ じっさい たいけん つ きちよう ば
障害者の就労を進める上で、実際の体験を積むことのできる貴重な場となっていま
くやくしよ はじ としよかん いっぱんきぎょう きょうりよく て おこな はたら
す。区役所を始め、図書館、一般企業などから協力を得て行っています。働くイメー
ジがつかめていない方や実習経験の浅い方を対象とした、たいけんがたじっしゅう きぼうしゃ おお
体験型実習の希望者が多く、
めい さんか
38名が参加しました。

3 しゅうろうしえん
就労支援

へいせい ねん どしゅうしょくしゃすう
<平成27年度就職者数>

	身体	知的	精神	発達	難病	計
実数	7	19	35	11	0	90
(雇用支援事業団)	6	18	31	11	0	66
(就労支援施設)	2	10	10	0	0	22
(特別支援学校)	0	18	0	0	0	18

(就職者数：23年度105人 24年度80人 25年度106人、26年度91人)

※就労支援施設からの就職者のうち雇用支援事業団の支援を受けている方は両方に

計上しています。

※障害内訳は重複障害の場合、主な障害内訳で計上しています。

4 定着支援

雇用支援事業団に登録されている定着支援対象者 453人

定着支援件数 9,069件

余暇支援（たまり場事業 交流会 茶話会 講習会）延35回 670人

5 平均工賃

平成27年度 13,094円（平成26年度 11,634円）